



恵那市こども計画

概要版

令和7年度



令和11年度



令和7年3月
恵那市

恵那市公式キャラクター
「エーナ」

● 計画の目的

近年、こども・若者を取り巻く環境は変化し続けています。なかでも新たな課題として顕在化し、特に全国的に課題となっているのは、若年無業者(ニート)、ひきこもりなどの若者の自立をめぐる問題や、児童虐待、いじめ、不登校、ヤングケアラーなどで、コロナ禍も影響したことにより、さらに深刻化・長期化しています。また、子育て当事者の子育てに対する負担感や不安、孤立感が高まったこと、若い世代が結婚や子育ての将来展望が描けないことなどが影響し、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっていない状況もあります。

恵那市では、「第2期恵那市子ども子育て支援事業計画」において、すべてのこどもが健やかに成長できる社会を実現するための施策を推進してきました。この計画が令和6年度で満了を迎えることから、令和5年に制定された「こども基本法」を踏まえ、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」をめざす「恵那市こども計画」を策定しました。

● 「こどもまんなか社会」って？

「こどもまんなか社会」とは、すべてのこども・若者が心も体も幸せに生活できる社会のことをいいます。



● こんな方法で皆さんの声を集めました！

アンケート調査
中学校2年生・高校2年生、
就学前児童保護者・小学生児童保護者

高校生ワークショップ

関係者・団体による
ALLえなネウボラ会議

こども・大人への
パブリックコメント

● 恵那市のいまを知ろう

統計資料からみる状況や、策定にあたって実施した各種アンケート調査等から考えられる恵那市こども・若者、子育て家庭を取り巻く課題を以下のようにとりまとめました。

課題1 成長過程において途切れない支援体制の充実

希望する相談方法 (最も回答者が多い選択肢)

就学前児童保護者

小学生児童保護者

こども園等や
児童センターなど
身近な場所

インターネット・
SNS等

成長過程によって、希望する相談方法や
情報入手手段が異なっています。

将来恵那市に住みたい、または働きたいと思う人

中学2年生

高校2年生

55.3% → 31.0%

成長するほど、恵那市への愛着が薄くなっていることが懸念されます。

課題3 多様な状況にあるこども・若者への切れ目のない支援の充実

ヤングケアラーと思われる生徒 (アンケート結果より)

中学2年生

高校2年生

1.1% (3人) 0.6% (2人)

不登校児童・生徒数(小・中学校)

R1

R5

2.1倍

68人 → 143人

ひとり親世帯、障害者手帳をもつこども・若者、いじめや
虐待にあっているこども、ヤングケアラーなど、恵那市に
も多様な状況におかれているこども・若者がいます。

課題2 保護者の就労状況の変化による保育ニーズの変化

フルタイムで働いている母親

〈就学前児童保護者〉

H30

R5

30.8%

42.7%

〈小学生児童保護者〉

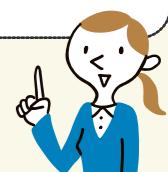
H30

R5

35.3%

41.1%

出産後も働き続ける母親が増加しており、それに
伴う仕事と子育てを両立するための保育事業の
ニーズ増加もみられます。



課題4 こどもまんなか社会の実現に向けた機運醸成

自分たちの意見を聞いてもらっていると思う人

中学2年生

高校2年生

54.9%

39.3%

「こどもまんなか社会」を実現するための
大人の意識が不足していることが伺えます。



● 恵那市こども計画で取り組むこと

こどもたちの明るい笑顔は、親や家庭のみならず地域全体を輝かせるみんなの宝です。地域がつながり合い、地域全体で子育てすることで、こども・若者が恵那のまんなかで輝き、恵那市の希望あふれる未来につながります。家族をはじめ、多様な主体が連携し、協働することで、地域が一体となってこども・若者、子育てを支援し、こども・若者が誰一人取り残されることなく、一人ひとりが未来に夢と希望を持つことができる恵那市をめざし、本計画における施策に取り組みます。

ライフステージを通した基本目標

基本目標 1 こどもまんなか社会実現に向けた環境整備

- こども基本法や子どもの権利などについて啓発や情報発信を行います。
- こども・若者を主とした地域づくりを行い、社会全体で「こどもまんなか社会」の実現の基盤をつくります。

基本目標 2 こども・若者の命と健康を守る支援の充実

- こども・若者が生涯を通じて健康を保持できるよう、心身の健康づくりに取り組みます。
- こども・若者の安全・安心を阻害する様々な事項に対し、予防対策や支援体制の強化を図ります。

基本目標 3 こども・若者の将来を支える社会づくり

- 様々な教育や体験の機会を提供し、こども・若者が人生を切り拓くための力をつけ、持続可能な社会の担い手となれるよう支援します。

基本目標 4 特に支援を必要とするこども・若者への支援

- 虐待や貧困などの困難な状況に置かれたこども・若者やその家庭に対し、個々の現状等に応じたきめ細やかな支援を行います。
- 障がいのあるこども・若者やヤングケアラーなどを適切な支援につなげます。

ライフステージごとの目指す姿

こどもの誕生前から幼児期まで

充実した切れ目ない教育・保育サービスのもとで、母子ともに健やかに育つ

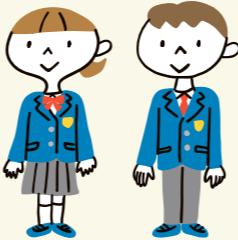
- こどもの誕生前から幼児期までを通じて健康に過ごせるよう、切れ目のない支援に取り組みます。
- こどもが安全で健やかに育てるよう、教育・保育体制の整備を進めます。



学童期・思春期

心身ともに健康に過ごし、安心できる環境で教育を受けながら育つ

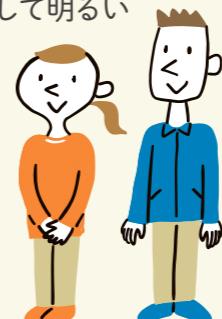
- 心身を健康に保ちながら安心して教育を受けられるよう、健康面、安全面、教育面への取組を充実します。
- こども・若者が自分らしく健やかに過ごせる居場所づくりに取り組みます。



青年期

切れ目ない支援により、将来へのステップアップに希望を持って過ごす

- 若い世代が、こころの健康を保ちながら、将来の仕事や家庭を持つことに対して明るい希望を持てるような社会環境づくりを進めます。



子育て中の親の目指す姿

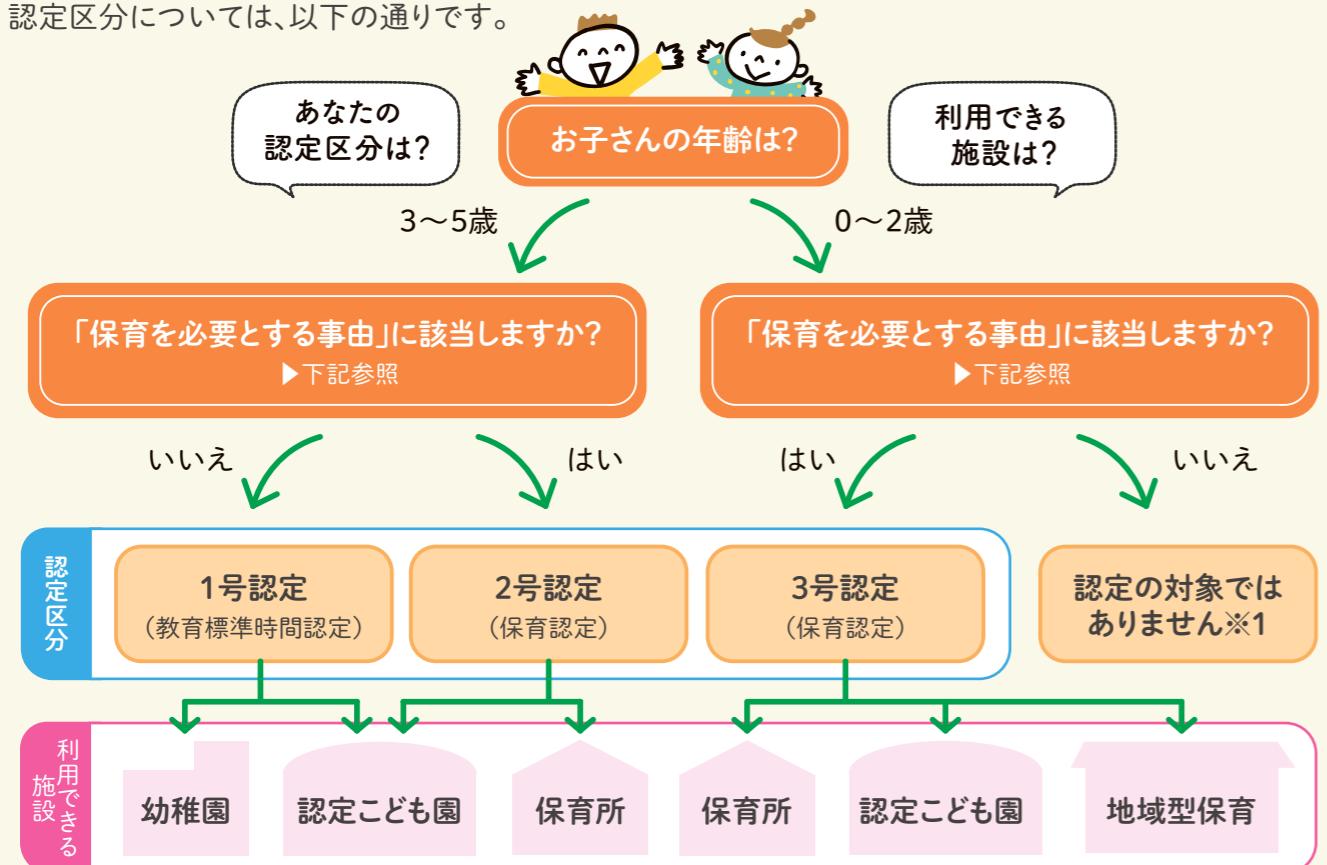
それぞれの状況に関わらず、どのような世帯も安心して子育てができる

- 「経済的支援」、「よりそう支援」、「子育て環境支援」の3つの施策を柱として子育て応援事業をとりまとめた『恵那市子育て支援パッケージ』をもとに、教育・保育サービスの充実、相談支援、仕事と子育ての両立支援等に取り組みます。



● 教育・保育事業の利用について

教育・保育のための施設などの利用を希望する場合は、利用のための認定を受ける必要があります。認定区分については、以下の通りです。



保育を必要とする事由(次のいずれかに該当することが必要です)

- 就労(フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など)※1か月の勤務時間が48時間以上
- 妊娠、出産(産前の2か月、産後の2か月に限る)
- 保護者の疾病、障がい
- 同居または長期入院等している親族の介護・看護
- 災害復旧
- その他、上記に類する状態として市町村が認める場合
- 求職活動(起業準備含む)※3か月に限る(こども園は3歳未満児のみ)
- 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- 虐待やDVのおそれがあること
- 育児休業取得中に、既に保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要であること

共働き家庭でも、幼稚園での教育を希望される場合は、1号認定を受けることになります。



● 認定区分

1号認定	お子さんが3～5歳で、幼稚園での教育のみを希望される方
2号認定	お子さんが3～5歳で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される方
3号認定	お子さんが0～2歳で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育を希望される方

● 地域子ども・子育て支援事業について

以下の事業は、「地域子ども・子育て支援事業」として法定化されており、各市町村が地域の実情に応じて推進していくこととされています。恵那市において、現在実施している事業は以下の通りです。詳しくはホームページや広報などでご確認ください。(掲載事業は一部省略しています。)

利用者支援事業



子育て家庭や妊娠婦に対して、相談や情報提供、助言等の支援、関係機関との連絡・連携を行っています。

時間外保育事業 (延長保育事業)



保育認定のこどもについて、市内の認定こども園、保育所、小規模保育所で実施しています。

子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)



児童が保護者の疾病等により家庭での養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設などでこどもの一時的な預かりを実施しています。

養育支援訪問事業



養育支援が特に必要な家庭を保護師等が訪問し、養育に関する専門的相談支援を行っています。

妊娠婦健康診査事業



妊娠婦に対して検査費用を一部助成し、健康診査を実施しています。

乳児家庭全戸訪問事業 (赤ちゃん訪問)



生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問して乳児や保護者の状況を確認し、子育てに関する情報提供を行っています。

地域子育て支援拠点事業



乳幼児とその保護者が交流する場所の提供、子育ての相談、情報提供、助言などを実施しています。

病児・病後児保育事業



病児・病後児を専用スペース等において、一時的に保育を行います。

親子関係形成支援事業



子育てに悩みや不安を抱える保護者とそのこどもに対し、情報提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が悩みや不安を共有できる場を設置します。

ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)



こどもの預かりを希望する方との援助を行うことを希望する方が会員となり、相互援助活動を行っています。

放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)



保護者が就労などで昼間家庭にいない小学生に対して、放課後や長期休暇などに小学校の余裕教室・公的施設・民間施設等を利用して、遊びや生活の場を提供しています。

一時預かり事業



保護者の疾病・出産及び親族の看護、その他育児疲れなどでリフレッシュしたい時などに、未就園児、幼稚園在園児の一時的な預かりを実施しています。

子育て世帯訪問支援事業



家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家事・子育て等の支援を実施しています。

産後ケア事業

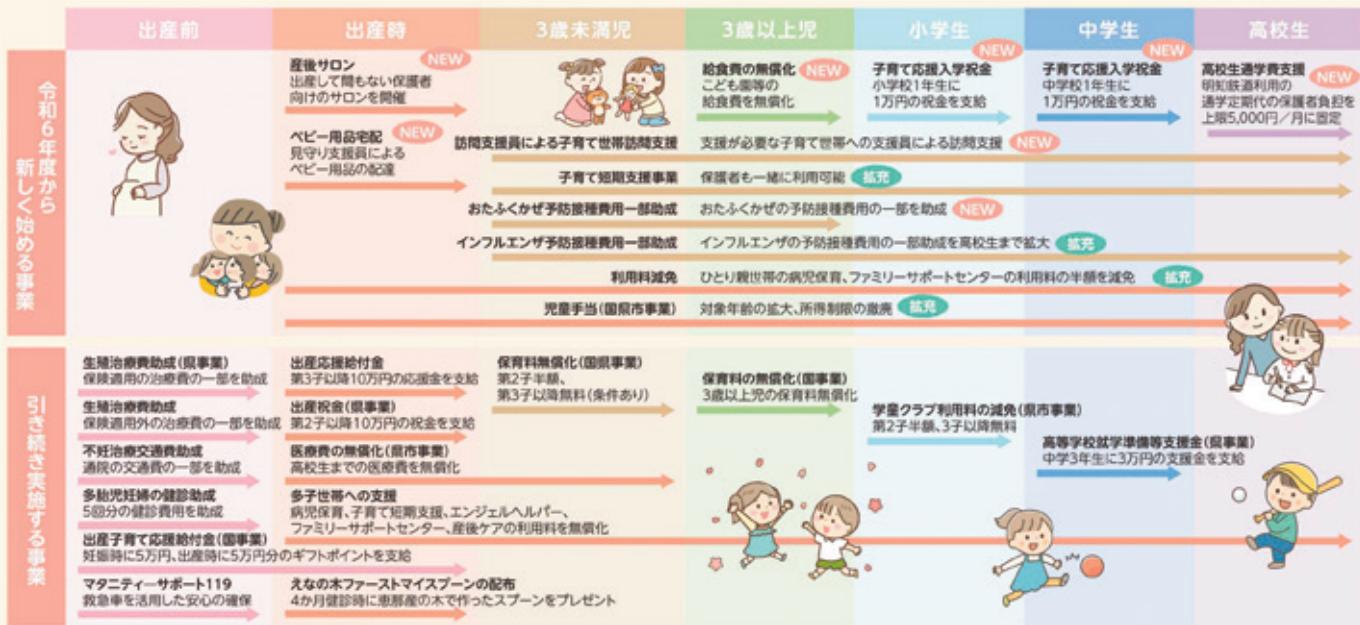


出産後1年未満の母子に対し、心身の状態に応じた保健指導や、育児等に関する指導、相談などを行います。

ライフステージ別の恵那市の子育て支援策

恵那市子育て支援パッケージ

恵那市では、子ども医療費の助成による18歳までの医療費の無償化をはじめ、第3子以降の出産に対する応援金の支給、不妊治療費の保険外治療費助成、多子世帯が利用する児童福祉サービスの減免など、市独自の取組によるライフステージに応じた切れ目のない子育て支援事業を実施しています。



くわしい子育て情報は
こちらから!

えなつ宝ほっとステーション

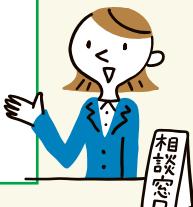
こどもの困りごと、妊婦さんの妊娠・出産への不安、子育てに悩むお母さんやそのご家族の総合相談窓口です。保健師、家庭児童相談員など専門職員を配置しています。



場所: 恵那市役所子育て支援課 市役所西庁舎2階

開設時間:月から金曜日 午前8時30分から午後5時15分(祝日、年末年始は除きます)

電話番号:0573-22-9137(直通)



恵那市こども計画

発行年月:令和7年3月 発行:恵那市

編集: 恵那市 医療福祉部 子育て支援課